

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（教員給与改善・長時間労働の是正特集号） 2025年4月21日発行 NO.721

学校事務職員にとっても、教員の給与改善、 長時間労働の是正に無関心ではられません

教員の給与改善や長時間労働の是正に向けた給特法の「改正案」などの関連法案が、国会での審議が開始されました。「（5年間で残業時間を）月30時間程度に縮減する」「給与面と併せて徹底的な働き方改革を進め、教師の処遇改善を図る」（石破首相）。

- 教職調整額を月額4%から10%まで段階的に引き上げる。2026年1月から5%とし、6年後の2031年には10%とする（給特法第3条関係）。
- 学級担任への加算（教特法第13条関係）。
- 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しない（給特法第3条、第5条関係）。
- 教育委員会に対し、教員の業務量を管理する計画の策定や実施状況の公表を義務づける（給特法第8条関係）。
- 校長が学校運営協議会で承認を得る「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置に実施に関する内容を含める（学校教育法第42条、地教行法第47条の5関係）。
- 教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができる（学校教育法第27条、第37条関係）。

通常学級の教職調整額の引き上げと同時に特別支援学級の調整額等の引き下げも

特別支援学級の調整額は、現在は給料月額の3%相当額が加算されています。これを2027年1月以降、2年連続で支給率を0.75%ずつ引き下げ、2028年に1.5%相当にするという。

2026年には、小中学校教員に支給されている義務教育等教員特別手当の支給率も、現行の給料月額1.5%相当を1%に引き下げるといふ。

教員にも超過勤務手当の支給を 超過勤務手当が支給されるようになるまでは、超過勤務手当に見合うだけの教職調整額の引き上げを

教職調整額は、いわゆる「定額働かせ」を合法化し、教員の長時間・過密労働の原因ともなっています。教職調整額の引き上げるのではなく、やむを得ず超過勤務をした場合については、超過勤務手当を支給するべきです。教員には、自律的な判断による自主的・自発的な業務への取り組みが期待されるという「職務の特殊性」や夏休みなどの長期の休業期間があるという「勤務形態の特殊性」があるといわれます。しかし、私立学校や国立大学付属校の教員は、時間外勤務等も労働時間として管理され、労基法37条に基づく割増賃金が支払われています。「職務の特殊性」や「勤務形態の特殊性」をことさらに強調す

るのではなく、教員も、民間労働者や他の一般公務員労働者と同様に、労働者として時間外手当を支給するべきです。

今回の法案では、教員の長時間・過密労働や教員不足を解決できません。今後の国会での議論を注視し、法案の問題点を指摘し、給特法の廃止、超過勤務手当の支給、教職員定数の抜本的改善などを求めていくべきです。給特法3条2項を削除し、労基法37条を適用し、教員にも超過勤務手当を支給することを求めるべきです。そして超過勤務手当が支給されるようになるまでの間、超過勤務に見合うだけの額に教職調整額を引き上げること。その際に、他の手当を削って教職調整額引き上げの財源にしないことを求めるべきです。

学校施設のバリアフリー化に関する実態調査 トイレ、スロープ、エレベーターの整備必要

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」により、公立小中学校のバリアフリー化の数値目標を示し、積極的に進めることが求められています。

【全国・校舎】

令和7年度末までの整備目標 トイレは避難所に指定されている全ての学校に整備、スロープ等による段差解消は全ての学校整備、エレベーターは要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備。

令和6年度整備状況（校数） 総数27,342校 トイレの整備20,325校（74.3%）、スロープ等による段差解消の整備（門前から建物前まで）23,165校（84.7%）、（昇降口・玄関等から教室まで）17,820校（65.2%）、エレベーターの整備8,526校（31.2%）。

【全国・屋内運動場】

令和7年度末までの整備目標 トイレは避難所に指定されている全ての学校に整備、スロープ等による段差解消は全ての学校整備、エレベーターは要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備。

令和6年度整備状況（校数） 総数27,137校 トイレの整備13,010校（47.9%）、スロープ等による段差解消の整備（門前から建物前まで）21,907校（80.7%）、（昇降口・玄関等から教室まで）17,778校（65.5%）、エレベーターの整備19,577校（72.1%）。

東京都の自治体では小中学校のバリアフリー化は0%から100%と格差がある 災害時の避難所として大丈夫か疑問あり

令和6年度整備状況（校数） 総数1,877校 トイレの整備1,601校（85.3%）、スロープ等による段差解消の整備（門前から建物前まで）（83.7%）、（昇降口・玄関等から教室まで）（73.7%）、エレベーターの整備（35.0%）
体育館のトイレ（45.6%）。

学校は、災害時には避難所として利用されます。そのため、児童生徒に必要なに関わらず、バリアフリー化が求められます。文部科学省は、2025年度末までに、避難所に指定されている全学校のトイレのバリアフリー化を目標としています。